

中央社会保険医療協議会 薬価専門部会 意見陳述資料

薬価制度の抜本改革に対する意見

2017年5月17日

日本製薬団体連合会

外国平均価格調整について

- 算定薬価の補正措置として、主要国の価格と比べ極端な乖離が生じた場合のみに限定的に適用する方向で検討すべきである。

基礎的医薬品について

- 薬価を下支えする制度として創設された、基礎的医薬品の対象範囲を拡充すべきである。

後発品について

- 薬価改定の際には、薬価の集約をせず、銘柄ごとの市場実勢価格を適切に反映した制度とすべきである。
- 中間年改定については、対象を価格乖離の大きな品目に限定し、価格乖離の小さな品目と大きな品目とをひとまとめにしない等、適切に実施すべきである。
- 初収載の薬価については、現行の水準を維持すべきである。